

令和8年度 甲賀広域行政組合衛生センターごみ処理施設維持管理状況について

1. 一般廃棄物(可燃ごみ)の搬入量

ごみの種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	t	2,483.02	2,965.95	2,926.52	2,876.21								

2. 焼却炉運転日数

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	日	26	7	9	25								
2号炉		10	20	23	26								
3号炉		16	26	17	2								

3. 燃焼中の燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値)〔測定位置:燃焼炉出口〕

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	909	908	908	909								
2号炉		909	910	910	909								
3号炉		909	910	910	911								

4. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値)〔測定位置:集じん器入口〕

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	℃	196	196	196	196								
2号炉		196	196	196	196								
3号炉		195	195	195	195								

5. 排ガス中の一酸化炭素濃度(測定結果数値は連続的に測定し、記録した全ての日の平均値の月平均値)〔測定位置:集じん器出口〕

区分	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	ppm	4	4	3	3								
2号炉		3	3	4	4								
3号炉		2	3	3	4								

6. 排ガス冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日

区分	ガス冷却室			白煙防止用空気予熱器(自動払落し装置付き設備)			ろ過式集じん器
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
実施月日	5月26日	4月16日	6月30日	5月15日		6月25日	パルスエアーによる自動逆洗を常時実施
		6月17日					

7. 排ガス中のばい煙及びダイオキシン類濃度測定結果〔測定位置:煙突〕

区分	単位	法基準値	※管理基準値	1号炉			2号炉			3号炉		
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.15	0.02				<0.001			0.003		
硫黄酸化物濃度	ppm	2500	50				<1.5			<1.5		
窒素酸化物濃度	ppm	250	125				61			59		
塩化水素濃度	ppm	430	70				21			32		
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ N	5	3				-			-		
排ガスを採取した月日				7月15日			6月24日			6月3日		
結果が得られた月日							7月29日			7月3日		

※管理基準値:衛生センターごみ焼却施設の操業に関する近隣地域との管理基準値です。

8.排ガス中の水銀濃度測定結果

[測定位置:煙突]

区分	単位	法定基準	6月3日	6月24日						
1号炉	μg/m ³ N	50	-	-						
2号炉			-	0.3						
3号炉			0.2	-						

○測定結果の確認方法

定期測定において排出基準を上回る濃度が検出された場合、速やかに3回以上の再測定を実施し、定期測定及び再測定の測定結果の
 平均値より 評価する。

9. ばいじん処理物のダイオキシン類結果

区 分	単 位	判定基準 (3ng-TEQ/g以下)	5月7日				
ダイオキシン類	ng-TEQ/g	— ※1	0.89				

※1 ばいじん処理物は、大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)で埋立処分をしています。

ダイオキシン類の判定基準値は3ng-TEQ/g以下と定められておりますが、平成12年1月15日までに設置されている施設から排出される
 ばいじんについては、薬剤処理薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状
 態にする方法により処分を行う限り、適用されません。

10. ばいじん処理物の水銀又はその化合物、アルキル水銀の結果

区 分	単 位	判定基準	5月7日				
水銀又はその化合物	mg/L	0.005	<0.0005				
アルキル水銀 ※2	mg/L	不検出	-				

※2 アルキル水銀については、水銀及びその化合物が計量下限値である0.0005mg/L以上となった場合に測定する必要があります。

また、計量下限値で0.0005mg/L未満とは不検出と同等です。